

福岡市健康づくりサポートセンター指定管理者評価実施要領

1 評価の考え方

- (1) 悪いところを発見する・検査する視点でなく、今後の管理運営の品質改善につながる視点で評価する。
- (2) 評価は相対評価ではなく、絶対評価で行う。

2 評価の手順

評価は、以下の手順により、別紙 指定管理者評価表（以下「評価表」という。）を用いて行う。

(1) 評価方法

ア 評価項目毎に以下の基準により評価点数を付す。

(ア) 評価項目 4、10、11、15、23～27、29、31、32、38～43、47

評価点数	判断基準
5	・特に優れた成果が挙げられている ・特に優れた取り組みがなされている
4	・優れた成果が挙げられている ・優れた取り組みがなされている
3	・標準的な成果が挙げられている（基準点） ・標準的な取り組みがなされている（基準点）
2	・成果が挙げていない面がある ・取り組みがなされていない面がある
1	・成果が挙げていない ・取り組みがなされていない

なお、評価項目 25～27 については、別紙「評価基準細目」により評価点数を付す。

(イ) 評価項目 1～3、5～9、12～14、16～22、28、30、33～37、44～46

評価点数	判断基準
3	・水準を満たしている
2	・水準を満たしていない面がある
1	・水準を満たしていない

イ アによる評価点数を基に、項目「1 実施体制」「2 内容・水準」「3 収支等」の評価を行う。

評価判定	「1 実施体制」	「2 内容・水準」	「3 収支等」
A	68～60	178～152	14～13
B	59～51	151～125	12～11
C	50～42	124～98	10～9
D	41～33	97～71	8～7
E	32～20	70～40	6～4

ウ 最後に、全ての項目に対する評価を総じて「総合評価」とし、特記事項に評価結果の説明、補足等を記載する。

評価判定	評価目安（アによる評価点数の合計）
A	260～222
B	221～183
C	182～144
D	143～105
E	104～64

※上記はあくまで目安であり、全体的な評価でA～Eの5段階評価を行う。

（２）指定管理者による自己評価

（１）評価方法に基づき、評価表の「自己評価」欄に評価を記入し、事業報告書、利用者アンケートの結果等の評価に必要な参考資料を添付の上、市へ提出する。

（３）市による評価

市は、毎年度終了後、指定管理者から事業報告書、利用者アンケートの結果及び自己評価を記入した評価表等の提出を受けた後、当該年度の管理運営の状況について、提出された報告書等及び市による実地調査の結果により評価を行う。

その具体的な方法は以下のとおりとする。

ア （１）評価方法に基づき、評価表の「市評価案」欄に評価を記入する。評価委員会による評価を行う場合は、指定管理者から提出された事業報告書、「自己評価」欄及び「市評価案」欄に評価を記入した評価表、アンケート結果等の書類を添付し、評価委員会へ提出する。

イ 指定管理者の指定期間が終了し、その後、指定管理者が交代した場合、前年度までの指定管理者に対する評価は市による評価までとし、新たな指定管理者の管理運営の参考にさせるものとする。

（４）評価委員会による評価

評価委員会は、指定期間中１回以上開催することとし、市による評価の説明及び指定管理者へのヒアリング等を基に、指定管理者が適切に施設の管理運営を行っているか、サービス水準の維持向上に努めているか評価を行い、その結果を意見として市に提出する。

その具体的な方法は以下のとおりとする。

ア 事業報告書等の提出書類に基づき、指定管理者等からヒアリングを行う。その後、委員毎に（１）評価方法に基づき、評価表の「委員」欄に評価を記入する。

イ 各委員で、アで記入した評価表を基に協議を行い、委員会における最終評価を取りまとめ、市へ提出する。

3 評価に基づく措置、公表及び措置対応

(1) 措置

管理運営業務において必要な水準・基準を満たしていない場合は、市は、指定管理者に対して業務の改善を指示・指導する。

(2) 公表

市は、最終評価を確定し、(1)を行った後、速やかに、評価結果及び措置の状況を市のホームページに掲載し、公表する。

(3) 指定管理者による措置対応

指定管理者は、市から改善の指示・指導を受けた場合は、当該指示・指導に対する改善計画を提出し、この計画に基づき必要な措置を講じる。